

内閣参質二〇四第一〇八号

令和三年六月二十五日

内閣總理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出政策評価法対象外の政策の評価実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出政策評価法対象外の政策の評価実施に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「容リ法省令改正」を踏まえた事業者による容器包装の使用の合理化に係る措置については、従前より、実施状況及び効果の把握及び評価を行つてているところであり、令和三年六月十一日の参議院本会議において、小泉環境大臣が「政策の実施状況の把握と評価を適切に行つてまいります。」と答弁したとおりである。

三について

環境省の政策については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）に基づいて政策評価を実施することを含め、引き続き、政策の実施状況及び効果の把握及び評価を適切に行つてまいりたい。